

生活困窮者住居確保給付金支給申請書(期間(再)延長)

申請内容の確認が必要な方や、支給決定に至った方には、区から連絡することがあります。
電話連絡希望の時間帯があれば、メモしてください
(電話連絡は、平日8:30~17:00までの間)。

記入例

×日 満(××)歳

③電話番号

090-△△△△-□□□□

※15時過ぎに希望

④期間(再)延長が必要な理由

《離職・廃業・休業状態の方》

・生活を維持できる収入と6ヶ月以上の常用就職を目指し、求職活動等を行っているが、企業への応募をや面接をしているが〇〇(理由など)により就職に至っていない。
・現在、生活費は〇〇(臨時アルバイト、仕送り、貯蓄等)で、毎月〇〇〇〇円で生活している。

《休業状態(事業再生等を目指す)の方》

・〇〇〇(経営相談先名称)へ経営相談を行い、〇〇〇(自分の仕事)で収入を上げるため、〇〇〇〇(売り上げ向上のためにどのようなことをしたか)を行ったが、生活を維持できるまでの収入増に至らない。
・現在、生活費は〇〇(臨時アルバイト、仕送り、貯蓄等)で、毎月〇〇〇〇円で生活している。

★前回支給期間中に定められた求職活動等を行わない場合は、延長申請することはできません。

申立事項

⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ	ヤマ 山カクウ	ヤマ 山カコ			
氏名	○山 △郎	○山 □子			
続柄	本人				
生年月日	××年×月×日				
収入(月額)	70,000 円	10,000 円	円	円	80,000 円
預貯金等	200,000 円	300,000 円	円	円	500,000 円

世帯全員について、申請月の収入の合計金額をご記入ください。
《例》 5/25に申請する場合 ⇒ 5/1~5/31までの収入見込み

※申請日の属する月の収入(月額)を記載す
世帯全員について、保有している全ての銀行口座の預貯金の合計額をご記入ください。

私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給決定を受けましたが、今後も誠実かつ熱心に求職活動を行うため、支給期間の(再)延長を希望しますので、上記の申立事項に相違なく、必要書類を添えて申請します。

私の個人情報が、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

遡っての申請はできません。
延長・再延長は支給期間の最終月の25日(土日祝の場合は直近の平日)までに提出してください。

年 月 日

中 野 区 長 殿

申請者氏名

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
ただし、則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
なお、再延長期間中は、すべての受給者において、公共職業安定所等での求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

(添 付 書 類)

- 1 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入金額が確認できる書類
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し